## 姫路市教育委員会会議録(令和5年5月)

- 日 時 令和5年5月18日(木)午後2時から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会(午後2時)

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第4号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

議案第5号 令和6年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について

議案第6号 地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について

日程第4 報告

1 自動車損傷事故に係る示談解決方針の決定及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者 (委 員) 西田教育長、森下委員、角谷委員、中野委員

(事務局) 峯野教育次長、平田教育総務部長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、 中上総務課長、森学校指導課長、松本人権教育課長

(書 記)多田総務課主任

## ○ 議事の内容

教育長

- 会議に入る前に、傍聴される方々にお願いがございます。
- 教育委員会の会議の開催にあたり、傍聴規則を守って頂き、会議運営が円滑に 行えるように御協力をお願いいたします。
- それでは、会議に入ります。
- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日は、山下委員から欠席の届出がございましたので、御報告いたします。出 席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。 会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により森 下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。 本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

## (委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

○ それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、 議案第6号 地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について が追加になっております。

教育長

○ 議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

教育長

○ 報告事項の1は、会議規則第15条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

## (委員)

教育長

○ 全員賛成と認め、報告事項の1は、非公開と決定します。 なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。 教育長

○ それでは、

議案第4号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について 事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第4号について説明)

「1趣旨」につきましては、姫路市史第 16 巻の発刊をもって、市史編さん事業が完結したことに伴いまして、市長から地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、市長の権限に属する事務について教育委員会の補助機関である職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員による補助執行することについて、協議の申入れがあったものでございます。

次に、「2協議の理由」につきましては、「市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の2及び第 180 条の7の規定に基づく協議」第1条第6号によりまして、「市史の編さんに関すること。」について、教育委員会事務局の職員が補助執行してきましたが、市史編さん事業が完結となったことから、このたび補助執行の事務について協議するものでございます。

「3補助執行をさせようとする事務」につきましては、市史の管理に関すること、するものでございます。

「4補助執行の開始日」につきましては、令和5年7月1日からの予定として おります。

市長からの当該補助執行についての申入れに対する回答につきましては、異存 のない旨回答しようとするものです。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第4号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

〔 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第4号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ それでは、

議案第5号 令和6年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について 事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 議案第5号について説明)

教科用図書(以下「教科書」と言います。)の採択権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会にございます。また、「義務教育

諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、兵庫県の「令和6年度使用教科 用図書の採択に関する基本方針」により、教科書の採択は毎年行うこととなって おります。以上により、「令和6年度使用 姫路市立学校用教科用図書の採択方 針」の決定についてお諮りいたします。

教科書の採択方針として、5項目あげております。1項目めは「採択に関する 基本方針」です。姫路市立小・中・義務教育学校、特別支援学校及び高等学校に おいて使用する教科書の採択に関する基本的な考え方を、12点示しております。 2項目めは「採択の権限」です。教科書の採択は教育委員会が行うことを明記し ております。3項目めは「採択の方法」です。小学校及び義務教育学校前期課程 において使用する検定済教科書、小・中・義務教育学校、特別支援学校において 使用する一般図書、高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科書の 採択方法について示しております。なお、一般図書とは、検定済教科書や文部科 学省の著作教科書以外の図書で、高等学校や特別支援学校及び特別支援学級にお いて使用することができます。特別支援学校や特別支援学級では、各自の障害の 状況に応じて絵本などを使用する場合があります。4項目めは「採択の公正確保」 です。文部科学省の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知に 則り、教科書採択に当たって、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、 公正性・透明性の確保を徹底するために、「過当な宣伝行為等への対処」「検定申 請本の取扱い」「教科書発行者との関係」について示しております。5項目めは、 「開かれた採択の実施」です。採択に関する情報を公開するなど、開かれた採択 に努めることを示しています。

次に、今年度は、小学校の教科書の採択替えの年にあたりますので、現行の採 択方針から大きく2点を変更しています。1点目は、「1採択に関する基本方針」 の(6)です。「小学校及び義務教育学校前期課程において使用する文部科学省検定 済教科書(以下、「検定済教科書」という。)は、小学校用教科書目録(令和6年 度使用) に登載されている教科書のうちから、教育委員会が姫路採択地区選定委 員会(以下「選定委員会」という。)の調査報告等を参考の上、審議し採択する。」 という文言に変更しております。これは、文部科学省の令和5年3月31日付「令 和6年度使用教科書の採択事務処理について」の通知を受けた変更です。2点目 は、「3採択の方法」の(1)です。小学校及び義務教育学校前期課程の教科書の採 択に関する手順を追加しております。採択の手順としましては、ア教育委員会は、 選定委員会を開催する。イ選定委員会に教科書調査員会(以下「調査員会」とい う。)を置き、調査員会は教科書の調査研究を行う。ウ調査員会は、教科書の種 目ごとに調査研究を行い、その結果を取りまとめた資料を作成するとともに選定 委員会に報告する。工選定委員会は、調査員会の報告内容を協議し、その結果を まとめた資料を作成するとともに、教育委員会に報告する。となります。以上、 前年度からの主な変更点を御説明いたしました。

最後に、「令和5年度教科用図書採択に関する事務取扱日程」についてです。 本日の「令和6年度使用姫路市立学校用教科用図書採択方針」決定後は、この採 択方針を、各学校に送付します。それを受け、小学校、中学校及び義務教育学校 並びに特別支援学校は、「学校教育法附則9条による一般図書選定に関する申請書」を提出し、高等学校は「教科書選定に関する申請書」を提出します。また、7月の教育委員会までに「姫路採択地区選定委員会」を2回開催し、各教科の調査員会を3回程度開催します。2回目の選定委員会で、調査員会からの調査結果を協議・検討いたします。教育委員の皆様には、時期を見て教科書の見本本をお渡しします。そして、7月20日の教育委員会におきまして、姫路採択地区選定委員会の報告及び学校からの申請を審議していただき、令和6年度に使用する教科書の採択をしていただくことになります。なお、採択結果、採択理由は9月1日以降にホームページで公開する予定でございます。それ以外の内容は、公文書公開請求があれば公開する予定でございます。

教育長

(答)

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(間) 今年は、小学校の教科書採択でよろしいですか。

(答) 採択に関しましては、小学校も中学校も高等学校も毎年行います。採択替えにつきましては、小学校が対象で4年に1度になります。

(問) 開かれた採択との説明でしたが、例年行われている教科書の展示会の日程は決まっていますか。

展示会は、6月14日(水)から6月30日(金)まで総合教育センターで行います。

(問) 各学校へも展示会の案内を行いますか。

(答) 学校にも通知を行い、広報ひめじやホームページを使いまして広く市民の方にも お知らせします。

(問) 夜間中学校が開設しましたが、夜間中学校も令和3年度に採択された中学校と同じ教科書を使用しますか。

(答) その通りです。中学校と同じものを採択します。

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員) [ 挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第5号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ それでは、

議案第6号 地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について 事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第6号について説明)

「1趣旨」につきましては、現在、学校施設課及び白浜小学校が所管する事務の一部に関しまして、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について、市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、協議の申入れを行おうとするものでございます。

次に、「2協議の理由」につきましては、この協議につきましては当初、令和5年4月からの補助執行の開始を想定しまして、同年2月17日付で姫路市長あてに補助執行の協議の申入れを行っていましたが、白浜連合自治会より要望書が提出されたことから、同年3月7日付で一旦、協議の取り下げを行ったものでございます。その後、同連合自治会へ改めて説明を行うなどの対応をした結果、了解は得られなかったものの、当初の方針に基づき、同年5月12日に白浜小学校相撲場の千木の一部撤去を行い、意匠の変更が完了しまして、同年7月からの相撲場の使用開始の見通しが立ったことから、改めて協議の申入れを行おうとするものでございます。相撲場の使用を開始するにあたりまして、土日等の学校休業日については、広く市民が相撲場をスポーツ利用できるよう、学校施設の目的外使用として一般に開放する予定でございます。学校施設の目的外使用許可は、学校長の意見を踏まえ、教育委員会が行うものでございますが、当該施設をより広く市民のスポーツの利用に供することができるよう、スポーツ施設の適正な維持・管理のノウハウを有し、円滑な利用申込の手続きが期待できるスポーツ推進室に事務を補助執行させることが適当であるためでございます。

「3補助執行させようとする事務等」につきましては、姫路市立白浜小学校の相撲場の目的外使用許可及び管理に関すること(修繕及び工事に関することを除く。)。の事務につきまして、教育委員会から市長の補助機関である職員に補助執行させることになります。

「4補助執行の開始日」につきましては、令和5年7月1日を予定しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

7月1日からスポーツ推進室が補助執行を開始した場合でも、白浜小学校は申込等は行うことなく体育の授業や学校の行事等で、通常通り使用できますか。

(答)

申込等は行うことなく通常通り使用できます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第6号 地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委 員)

〔 挙 手〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会ですが、6月22日木曜日の午後1時に開催していただきたいと思います。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、6月22日木曜日の午後 1時00分に開催することに御異議ございませんか。

(委 員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、6月22日木曜日の午後1時00分に開催することといたします。

教育長

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

- (総務課長から案内)
  - ・学校園視察について

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いた します。

○ 散 会 (午後2時31分)